

令和7年6月25日

総務部総務課

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

1 和解の相手方

東京都千代田区神田猿樂町二丁目8番16号 平田ビル9階

日本共済株式会社

代表取締役社長 松本 克己

2 事件の概要

(1) 発生年月日 令和5年7月2日

(2) 発生場所 古石場川親水公園 琴平橋下付近

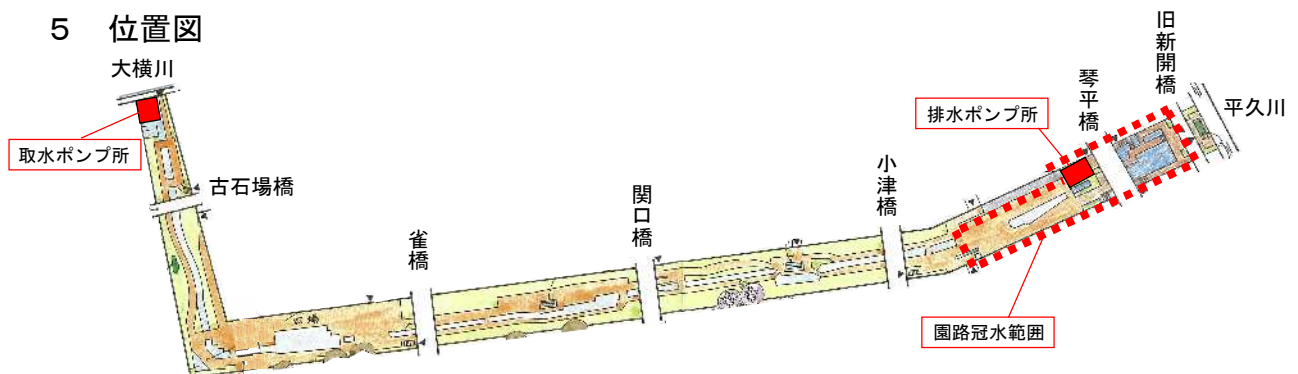
(3) 事件の概要 古石場川に設置する排水ポンプが異常を検知したことにより停止したが、取水ポンプが連動して停止しなかったため、古石場川親水公園琴平橋下付近の園路の冠水及び隣接するマンション1棟の床上浸水が発生し、当該マンションの専有部分及び共用部分が損害を被った。当該専有部分の居住者が、自己の家財損害等に対し、自己の保険を利用したことにより、当該保険の保険者が損害賠償請求権を取得した。

3 和解の内容

区は、相手方に対し、4に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

4 損害賠償額 386,091円（家財費用等）

5 位置図



6 関係者、賠償項目及び損害賠償額（予定）一覧

No.	場所	状況	示談締結先 (予定)	賠償項目	損害賠償額
1	共用部	・浸水被害による障壁等の汚損 ・復旧工事完了	マンション管理組合が契約している保険会社	復旧工事費用	1,710,500円 ※ 令和5年第3回区議会定例会において議決済み
2	住戸 a	・浸水被害による家財及び障壁等の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者 A は自宅に戻る。	所有者 A	復旧工事費用	3,941,424円 ※ 令和6年第1回区議会定例会において議決済み
				家賃費用	
3			居住者 A	宿泊費用	741,947円 ※ 令和6年第2回区議会定例会において報告済み
				家財費用	
				その他（光熱費）	
4	住戸 b	・浸水被害による家財及び障壁等の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者 B は自宅に戻る。	所有者 B	復旧工事費用	(未 定)
				家賃費用	
5			居住者 B	宿泊費用	(未 定)
				家財費用（保険会社の支払額を控除した額） その他（休業損害、光熱費等）	
6			居住者 B が契約している保険会社	家財費用	215,400円 ※ 令和5年第4回区議会定例会において報告済み
7	住戸 c	・浸水被害による家財及び障壁等の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者 C は区外転出	所有者 C	復旧工事費用	(未 定)
				家賃費用	
8			居住者 C	宿泊費用	(未 定)
				引っ越し費用	
				家財費用 その他（休業損害、光熱費等）	
9			居住者 C が契約している保険会社	家財費用等	386,091円
合計					未 定

（令和7年6月25日時点の損害認定額であるため、今後、変動する。）